



# 城北中だより

令和五年 水無月

## 城北中学校教育目標

- 思いやりのある生徒
- 真剣に学ぶ生徒
- 健康な生徒

令和5年5月30日発行号

## 6月は「いじめ撲滅強化月間」

校長 和田 卓也



6月26日 朝礼【いじめ撲滅校長講演】

修学旅行（3年）や未来くるワーク（2年）に始まり、目前にはいわゆる「学総」も控え、校内は生徒たちの活気あふれる姿であふれています。また同時に、この時期は新年度になった緊張が解け、「慣れ」からくる心の油断が生じてくる頃でもあります。そういう時にはいじめが起きやすいということで、特に注意して取り組む期間として「いじめ撲滅強化月間」が設定されています。

いじめは、絶対に見逃してはいけない行為であり、状況によっては警察との連携も含めて毅然とした対応が求められています。本校では、いじめ撲滅に向け(1)特別な教科「道徳の時間」

等を中心とした全教育課程における心の教育の充実 (2)「インターネット安全教室」(先月実施) (3)『いのちの支え合い』を学ぶ授業(主な学習内容…①悩みは誰にでもある事 ②相談することは恥ずかしい事ではないこと ③相談は真剣に聴くこと ④抱えきれない相談は信頼できる大人につなぐこと)の実施、(4)生徒会による生徒主体の取組等、様々な取組を予定しております。

しかしながら、学校だけでは、いじめを防ぐことは困難です。『いじめ防止対策推進法』においても子どもたち自身(第4条)、学校と教職員(第8条)、保護者(第9条)が、いじめ防止のために責任をもって取り組むことについて記載されています。いじめは、「どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも」起こりえるものです。この機会に、ご家庭でも「いじめ」について話題にいただき、「いじめは絶対にしない・許さない」ことについて再確認をお願いいたします。

## 「コミュニティ・スクール2年目のスタートです。」

話題は変わりますが、本校は「コミュニティ・スクール」2年目になります。「コミュニティ・スクール」とは、「学校運営協議会」を設置した学校の事を指し、さいたま市では、令和4年度までにすべての市立小中学校168校にコミュニティ・スクールを導入しております。今までの制度との違いは次のとおりです。今までの「学校評議員制度」は、保護者や地域住民等が校長の求めに応じて学校運営に関し意見を述べることができる制度です。一方、「学校運営協議会制度」は、保護者や地域住民等が学校運営に関する基本的な方針を承認するなどの権限と学校運営の当事者として責任をもって参画することが明確に認められており、「教育の当事者」として、より積極的に関わる制度です。学校運営への必要な支援に関する「熟議」をもとに、共有した目標の実現に向け、学校や保護者・地域がそれぞれ役割に応じた取組を自分事として「協働」することで、学校運営の改善につなげることが期待されています。本校においては、6月21日(木)に第1回学校運営協議会を開催し、学校側の学校運営に関する基本的な方針や学校運営全般についての説明に対し、承認やご意見をいただく予定です。今後も適宜、情報発信を行ってまいりますので、保護者・地域の皆様のご協力をお願いいたします。

